

文化・交流活動拠点施設の整備について

1 文化・交流活動拠点施設の整備に係るこれまでの経過の概要について

平成 21年度	昭和54年に建設した「現在の公民館」が30年以上経過し、老朽化等により、十分な機能が果たせなくなっていることから第五次総合計画の基本構想に「文化施設のあり方を検討し、生涯学習や文化の拠点施設の整備などを推進する」と定める
22年度 ～ 25年度	文化振興懇話会や文化振興シンポジウム、文化振興セミナー、たかやま未来会議、たかやま文化芸術の未来を語ろう会をはじめ、毎年開催していますブロック行政懇談会で、「文化施設のあり方」や「文化振興策」についての意見等を聴取
26年度	第五次総合計画の後期基本計画に「新たに、文化交流ホール・ギャラリー・図書館機能を備えた本村にふさわしい文化・創造・交流・学びを高める文化芸術活動の拠点施設の整備を推進します」と定める
27年度	この後期計画に基づき、高山村文化・交流活動拠点施設整備構想検討委員会に施設の「機能」、「規模」、「立地条件」等について諮問
28年度	29年3月、検討委員会からの答申

2 平成29年度の取組

(1) 文化・交流活動拠点施設基本構想の策定について

- ブロック行政懇談会（5月）
これまでの経過と29年度の取組予定を説明
- パブリックコメントの実施（5月20日～6月19日）
基本構想（案）に対するご意見等を募集 提出意見15件
- 基本構想の策定（7月7日）
パブリックコメント等による意見を踏まえ基本構想を策定

項目	内容
①理念・方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念 あらゆる世代の村民が生きがいを見つけ、生涯にわたって主体的に学び育つとともに、将来のまちづくりの担い手を育成する拠点 ○ 基本方針 文化交流ホール、図書館、交流スペースの3施設から構成

②機能・規模	各施設共通	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが使いやすい施設 ○歴史・伝統文化の継承 ○子どもたちの育成支援
	文化交流ホール	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術活動の拠点 ○リハーサル室や楽屋を付設し、音響に配慮した400人程度収容可能なホール ○高さを変えられる等ステージの多機能化 ○十分なバックヤード空間等を確保
	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○図書・情報の集積拠点 ○子育て支援の事業を展開する ○勉強等目的に応じて利用可能な個室を備える ○防音機能を備えた幼児・児童図書室を備える ○蔵書5万冊以上を目指し閉架書庫（収蔵庫）を備える
	交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> ○村の魅力発信拠点及び公民館機能の補完 ○子どもの居場所としての役割を担う ○住民の創作物展示を可能とするギャラリースペースを備える ○村の特産品の提供を可能とするカフェスペース等を備える ○多目的に活用できる会議室を備える
③立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校等の公共施設、公共交通機関、村内のあらゆる地域及び、須坂・小布施方面からのアクセスが良い場所 ○バリアフリーの観点から傾斜が緩やかな場所 ○避難場所として活用可能な場所 ○十分な駐車場が確保可能な場所 等 	

(2) 基本構想に基づく施設の概算建設費及び維持管理費の試算

基本構想の策定により、「図書館の蔵書数」や「ホールの収容人数」が明らかになり、基本構想に基づいて施設を建築した場合の「概算建設費」と「維持管理費」の試算を実施。

試算は、基本構想に基づいて「ホール」や「図書館」等の規模を「ほぼ同一とした条件」のもとで、1階、2階、3階建の仮の3案を設定し実施（各案の平面図は、本資料が掲載されている新着情報ページの添付ファイル「平面図案」をクリックしてご覧ください。なお、図面は概算建設費等の試算ために仮に設定したものであり、これにより建設するものではありません）

(単位：千円)

区 分	A案 平屋建	B案 2階建	C案 3階建
工事費（設備・敷地造成費含む）	2,156,000	2,299,000	2,987,000
設計監理費等（用地取得費・備品費含む）	392,000	385,000	411,000
概算建設費 計	2,548,000	2,684,000	3,398,000
年間光熱水費	9,000	10,000	14,000
年間修繕・設備点検等（施設管理等に係る人件費を除く）	5,000	6,000	8,000
維持管理費 計	14,000	16,000	22,000

※ なお、概算建設費等は現時点における試算であり、今後の物価変動及び経済情勢の変化により、変動することがあります。

(3) 建設財源の検討

役場庁内の各課で構成する「建設財源検討委員会」を設置し、文化施設の建設に活用のできる国の各省庁の補助事業、有利な起債等について検討

検討の結果、文化施設そのものを直接の対象とした補助事業等はなく、交付税措置等ある有利な起債についても、要件の充足が難しいこと等から活用は困難であると判断